

平成29年8月 木更津市教育委員会会議 会議録

1. 日 時 平成29年8月9日(水) 午後1時00分～午後1時45分
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F
3. 出席者 教育長及び委員

教育長 高澤 茂夫
委員 武井 紀夫
委員 長谷部理絵
委員 吉田 一雄
委員 渡部 佳子

職員

| | |
|--------------|-------|
| 教育部長 | 堀切 由彦 |
| 教育部次長兼教育総務課長 | 岩埜 伸二 |
| 教育部参事兼施設課長 | 勝畑 成一 |
| 教育部参事兼学校教育課長 | 河野 勝 |
| 教育部参事兼文化課長 | 山口 玲子 |
| 教育部参事兼図書館長 | 渡邊 雅夫 |
| 教育部参事兼中央公民館長 | 石井 一彦 |
| 学校再編課長 | 岡田 正浩 |
| 学校給食課長 | 真戸原裕二 |
| 生涯学習課長 | 秋元 淳 |
| まなび支援センター所長 | 齊藤 毅人 |
| 学校給食センター所長 | 地曳 俊雄 |
| 郷土博物館金のすず副館長 | 稲葉 昭智 |
| (会議事務局) | |
| 教育総務課主幹 | 平野 和彦 |
| 教育総務課主事 | 萩原奈央子 |

4. 傍聴人数 0名(非公開議案1件)

5. 議 案

議案第26号 市議会の議決を要する事件の議案(木更津市立公民館設置及び管理運営条例等の一部を改正する条例の制定)について

6. 報告事項 なし

7. 議事大要

○高澤教育長

定刻となりましたので、平成29年8月教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、長谷部委員にお願いいたします。

また、前回7月の定例会議録につきましては、武井委員と私が確認し、それぞれ署名をいたしました。

それでは議案の審議に入ります。議案第26号「市議会の議決を要する事件の議案(木

更津市立公民館設置及び管理運営条例等の一部を改正する条例の制定) について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第26号「市議会の議決を要する事件の議案(木更津市立公民館設置及び管理運営条例等の一部を改正する条例の制定) について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料2ページをご覧ください。本議案は本市社会教育施設の使用料等の見直しに伴い、公民館等の使用料、特別利用料及び手数料の適正化を図るため関係条例の整備をしようとするものであり、9月市議会定例会に提案することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第10号の規定により、議決を求めるものでございます。

今回、整備をしよういたします条例は、「木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例」、「木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、「木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、「木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、「木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の以上5つの条例でございます。

それでは、それぞれの条例の改正につきまして、ご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。第1条「木更津市立公民館設置及び管理運営条例」におきましては、中央公民館をはじめ、市内16公民館及び1分館(金田公民館畔戸分館)の使用にあたりまして、3ページの別表第1から12ページの別表第17までのとおり使用料を改めるものでございます。それぞれの使用料につきましては、種別及び使用区分にて分類をし、陶芸用電気窯を除く各施設を住民等が使用する場合、1時間につき100円から500円の金額を設定しております。なお、陶芸用電気窯につきましては、従来どおり1回の使用につき素焼きが1,030円、本焼きが2,060円でございます。

続きまして、議案資料13ページをご覧ください。第2条「木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例」におきましては、別表(第10条)のとおりに使用料を改めるものでございます。体育室を除く各施設を住民等が使用する場合、1時間につき200円、体育室については500円の金額を設定しております。

続きまして、14ページをご覧ください。第3条「木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例」におきましては、市内10館の市民学習会館等の使用にあたりまして、14ページの別表第1から19ページの別表第10までのとおり、使用料を改めるものでございます。それぞれの使用料につきましては、清見台コミュニティーセンター附属体育館と陶芸用電気窯を除く各施設を住民等が使用する場合、1時間につき100円から400円の金額を設定しております。なお、陶芸用電気窯につきましては、公民館の使用料同様に、従来どおりの1回の使用につき素焼きが1,030円、本焼きが2,060円でございます。清見台コミュニティーセンター附属体育館の使用料につきましては、恐れ入りますが17ページ下段の別表第6でご確認いただきたく存じます。

続きまして、20ページをご覧ください。第4条「木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例」におきましては、本市の住民が学校教育活動の一環として使用する場合、及び、別に教育委員会規則で定める団体が使用する場合を除く、使用に要する使

用料を別表のとおり改めるものでございます。

続きまして、21ページをご覧ください。第5条「木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例」におきましては、博物館資料の熟覧、模写、模造、拓本、撮影及び原板使用の際の「特別利用料」を削除するほか、複写にかかる手数料を1枚20円から1枚10円に改めるものでございます。

以上が各条例の改正内容でございますが、詳細につきましては、23ページ以降の新旧対照表でご確認をお願いいたします。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、公民館、青年の家、市民学習会館については建物自体が同一ですが、これらの区別について、まずご説明いただけますか。

○秋元生涯学習課長

木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例についてはもちろん公民館の使用にかかる条例でございますが、まず中央公民館に併設をされておりますのが、青年の家となります。現在も実際の運用上は公民館の附属施設として公民館と同様の貸し出しを行っております。

また、市民学習会館、コミュニティーセンターにつきましては建設にあたり、防衛庁の補助を受けた施設となります。その際、市民学習会館の建設にかかる補助金、といった名称で申請をしていたこともあり、それらの名称で各種条例等を整備してきたという経緯がございます。しかしこちらも実際には公民館の附属施設として運用を行っております。

○高澤教育長

青年の家、市民学習会館の設置経緯等については説明のとおり経過があったことをご承知ください。こちらを踏まえまして、本議案につきましては大きく2点に分けてご審議いただければと思います。

まず、議案3ページ以降の「木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例」、13ページの「木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、14ページ以降の「木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の3件については、公民館の運用に準ずるものとなりますので、一括でご審議をお願いします。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○渡部委員

使用料について、住民の方とそうでない方で料金が異なっておりますが、それは申請時に何かしらの証明書類等を提示してもらおうのでしょうか。

○秋元生涯学習課長

申請書類には申請者のお名前、ご住所、サークル名等を記載していただきます。そこでまず住所が市外になっていたり、団体の半数以上が市外のメンバーだったりという場

合は分かりますし、また法人格を持つ場合は事務所の住所等から確認し、そういう方々については市外料金でご利用いただけます。申請につきましては、各公民館の職員が十分聞き取りをしながら書類を作成しておりますので、その段階でしっかり区別ができているものと考えております。

○吉田委員

各施設の中に休養室というものがございいますが、この部屋も貸し出しの対象になっているものなのでしょうか。

○石井参事兼中央公民館長

休養室となっておりますが、基本的にこの部屋は和室と捉えていただきますようお願いいたします。こちらでも定常的に貸し出しを行っております。また、名称については防衛庁の補助金を使用して建設した際の名称が休養室だった、ということになります。

○吉田委員

使用料の一覧表に図書室も入っている施設がありますが、例えば市立図書館では使用料を取っていないにも関わらず、こちらで使用料を取っているのはなぜでしょうか。

○秋元生涯学習課長

図書室につきましては、図書の貸し出し、読書等、通常の個人利用につきましては従来どおり無償で使用いただけますが、公民館によっては部屋の数が少なく、図書室を含めた部屋を団体で占有する場合がございます。その場合について、他の部屋と同様に使用料をいただくという形になります。また、占有する場合についても、個人で図書を借りられる方が制限されないように各職員等には指導するよう通達しております。

○吉田委員

使用料について、現行の条例だと午前・午後・夜間の分類での使用料となっておりますが、新規の条例案では1時間毎の使用料となっております。これからの運用としてはどちらになるのでしょうか。

○秋元生涯学習課長

今回の使用料・手数料の見直しに関する基本方針の中では、条例が市民の方々に分かりやすくなるよう、1時間あたりの料金設定に見直すことが求められております。それに基づき、従前の午前・午後・夜間の分類ではなく1時間毎の使用料とし、また使用時間についても1時間単位で申請ができるよう改めるものでございます。

○武井委員

条例中の備考に「法第22条」という記述が何度か出てきますが、これはどのような法律を示しているのでしょうか。

○秋元生涯学習課長

社会教育法第22条になります。これは公民館が行う事業を示した条項となり、例えば講座の開設、図書等の整理、住民の集会その他の公共的利用に供すること等がございます。それに基づき、公民館も住民の集会等の利用に寄与していくこととなります。

○長谷部委員

調理実習室の使用料が施設によって異なっておりますが、何か理由はあるのでしょうか。

○秋元生涯学習課長

料金については、部屋の面積に基づき設定しております。そのため、同じ用途の部屋であっても施設によって異なる場合がございます。

○高澤教育長

他にご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

では続きまして、議案20ページ中段の「木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、21ページの「木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の2件についてご審議をお願いします。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第26号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営条例等の一部を改正する条例の制定）について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項でございますが、本日の報告事項はございません。

続きまして、その他の事項につきまして、説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・真舟小学校校舎増築事業について

説明：勝畑参事兼施設課長

- ・木更津市生涯学習推進協議会委員の委嘱について

説明：秋元生涯学習課長

- ・木更津市郷土博物館 金のすず 入館者の報告について

説明：稲葉郷土博物館金のすず副館長

- ・陸上自衛隊東部方面音楽隊（アンサンブル）コンサートへのご招待について

説明：山口参事兼文化課長

○高澤教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

ほかになければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、9月の定例教育委員会会議につきましては、9月29日（金）午後1時から、市役所朝日庁舎会議室Fで開催いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○高澤教育長

以上をもちまして、平成29年8月教育委員会会議を終了いたします。

會議錄署名人 教 育 長
委 員